



無配当
無解約払戻金型一時金方式がん保険
悪性新生物初回診断一時金特約

合致する主なご意向

万一の場合の死亡保障			病気やケガ、がんなどの特定疾病に備える保障		介護や特定の身体障害状態などに備える保障		貯蓄(老後生活資金・教育資金の準備等)	
ご遺族の生活費	葬儀費用	万一の場合の教育費	病気・ケガ	がんなどの特定疾病	介護	特定の身体障害状態	老後資金準備	教育資金準備
—	—	—	—	◎	—	—	—	—

※法人契約の場合は「事業保障への備え」「従業員の福利厚生」を目的としたご意向に合致します。

商品の仕組みについて

- 初めてがんと診断されたとき、またはがんの治療を目的として入院を開始したとき **1年に1回を限度に、何度でも「がん一時金」**をお支払いします。
- 初めて悪性新生物と診断されたとき、「**悪性新生物初回診断一時金**」をお支払いします。
- がんで先進医療による療養を受けた場合には「**がん先進医療給付金**」と「**がん先進医療一時金**」をお支払い。
<がん先進医療特約(2018)付加の場合> ※医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付対象とならないことがあります。

【ご契約例】 がん一時金額100万円／年満了 悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約(2018)付加の場合

主契約	90日 (待期間)	無配当 無解約払戻金型一時金方式がん保険	がん一時金	1回につき	100万円	最長70歳まで 自動更新 ※更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
		<悪性新生物初回診断一時金特約*>	悪性新生物初回診断一時金	1回のみ	300万円	
特約		<がん先進医療特約(2018)>	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	先進医療にかかる技術料と同額 がん先進医療給付金の10%相当額		



【ご契約例】 がん一時金額100万円／歳満了 悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約(2018)付加の場合

主契約	90日 (待期間)	無配当 無解約払戻金型一時金方式がん保険	がん一時金	1回につき	100万円	最長70歳まで 自動更新 ※更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
		<悪性新生物初回診断一時金特約*>	悪性新生物初回診断一時金	1回のみ	300万円	
特約		<がん先進医療特約(2018)>	がん先進医療給付金 がん先進医療一時金	先進医療にかかる技術料と同額 がん先進医療給付金の10%相当額		



*あらかじめ付加されています。
 ※がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
 ※悪性新生物初回診断一時金特約の保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

がん保険Wish [ウィッシュ] 推奨のポイント

がんにかかったときの経済的負担を一時金でサポートするがん保険です。

- 重い障害状態(不慮の事故による約款所定の身体障害の状態、または病気・ケガによる約款所定の高度障害状態)に該当した場合、以後の保険料の払込みは免除され、そのまま保障が継続します。
- オリックス生命の「健康医療相談サービス」を無料でご利用いただけます。(本サービスはティーペック株式会社が提供します。)
- 保険期間の途中で健康状態にかかわらず、定期型から終身型に切替えが可能。(元の契約を解約して、保険期間を「終身」とした、新たな保険に加入することができます。)医師の診査や告知は不要です。
 ※保険料の払込みが免除されている場合など、取扱いには制限があります。詳しくはお問合わせください。

■保障内容について

	名称	一時金・給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	無配当 無解約払戻金型 一時金方式がん保険	がん一時金	がん責任開始日以後、つぎのいずれかに該当したとき 初回:初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降:がんの治療を目的として入院を開始したとき	がん一時金額	支払回数無制限 (1年に1回を限度)
	悪性新生物 初回診断一時金特約	悪性新生物 初回診断一時金	悪性新生物責任開始日以後に初めて悪性新生物と 診断確定されたとき (「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の 皮膚がん」は対象外)	悪性新生物 初回診断一時金額	保険期間を通じて 1回のみ
特約	がん先進医療特約 (2018)*	がん先進医療 給付金	がん責任開始日以後に生じたがんを直接の原因として 先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる 技術料と同額	通算2,000万円
		がん先進医療 一時金	がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金の 10%相当額	1回の療養につき 50万円限度

* 同一の被保険者において、先進医療給付のある当社特約の重複加入はできません。

※悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、悪性新生物初回診断一時金特約は消滅します。

※上記の他、指定代理請求特約が自動的に付加されています(契約者が法人の場合、この特約は付加できません)。

■ご契約上の主な諸制限について〈主契約〉

契約年齢	18歳～60歳	がん一時金額	100万円
保険期間・ 保険料払込期間	歳満了:60歳・65歳・70歳満了(更新はありません) 年満了:10年～39年満了 ※1年ごとの設定が可能です(最長70歳まで自動的に更新されます)		
解約払戻金	保険期間を通じて解約払戻金はありません	配当金・満期保険金	この商品に配当金・満期保険金はありません

※保険期間、契約年齢等により取扱いが異なります。

- 既往症(過去の病気)、健康状態などによって、引受けを制限させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり/約款」を必ずご確認ください。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。



オリックス生命保険株式会社

本社/〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
TEL:03-3517-4300
<https://www.orixlife.co.jp/>

●お問合せは